

岐阜工業高等専門学校日本学生支援機構給付型奨学生推薦選考内規

制定 平成 29 年 7 月 31 日

- 1 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付型奨学生の推薦については、機構が定める推薦・選考基準によるもののほか、この内規に基づいて行う。
- 2 推薦者の選考及び推薦順位は、学生からの申請に基づき、人物、健康、学力及び資質、家計のそれぞれについて審査し、認定基準内の者について総合判定により行う。
- 3 推薦者及び推薦順位の決定は、学生会議の議を経て、校長が行う。
- 4 人物の認定は、学習活動、その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みのあることをもって行う。
- 5 健康の認定は、修学に耐えうる見込みのあることをもって行う。
- 6 学力及び資質の認定は、以下の一、二のいずれかに該当することをもって行う。但し社会的養護を必要とする学生等(注)は三に該当すること。
 - 一 以下のア、イのいずれかに該当すること
 - ア 本校における前 1 か年の成績の評定が全履修教科目について平均した値が 8. 0 以上の者
 - イ 上記に準ずる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる者
 - 二 以下のア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ (i) か (ii) のいずれかに該当すること
 - ア 課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる者
 - イ 学生会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる者
 - ウ ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる者
 - (i) 前 1 か年の成績の評定が全履修教科目について平均した値が概ね 7. 0 以上の者
 - (ii) 上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる者
 - 三 以下のア、イのいずれかに該当すること
 - ア 前 1 か年の成績の評定が全履修教科目について平均した値が 6. 5 以上の者
 - イ 今後の学修に対する意欲が認められる者
- 7 家計の認定は、生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し(社会的養護を必要とする学生等の場合は、③に該当すること)、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあることをもって行う。
 - ① 市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が 0 円であること）
 - ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
 - ③ 以下（注）の施設等に入所していること（学生等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

(注) 社会的養護を必要とする学生等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（学生等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））学生等をいう。

- ① 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
- ② 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ③ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ⑤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ⑥ 里親（同法第6条の4に規定する者）

附 則

この内規は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。